

## 仙台市太白区草刈機貸出要領

(令和6年8月23日太白区建設部公園課長決裁)

### (目的)

第1条 この要領は、仙台市太白区内の公園緑地の草刈作業に対し、芝刈機を貸出すこと  
によって、区内の生活環境を良好に保ち、もって市民と行政との協働によるまちづく  
りを推進することを目的とする。

### (貸出品)

第2条 貸出対象とするのは、太白区建設部公園課（以下公園課という。）が保有する肩  
掛式刈払機（以下「貸出品」という。）

### (貸出対象者)

第3条 貸出品を借受けることができる者は、原則、太白区管内の公園愛護協力会、町内  
会、公園使用許可を受けている公園使用団体とする。

### (貸出基準)

#### 第4条

- 1 1回の貸出日数は、原則7日までとする。
- 2 同時貸出台数は2台までとする。
- 3 貸出品の運搬は対象団体が行うこととする。
- 4 貸出品の貸出及び返却は、開庁日の執務時間内に公園課で行うものとする。
- 5 前各項の規定にかかわらず、公園課長は、保守点検等のため必要と認めた時は、貸出  
しを中止することができる。
- 6 燃料は、対象団体が負担するものとする。

### (貸出手続)

第5条 貸出品の借受けを希望する対象団体は、貸出品を使用する日（閉庁日の場合は直  
前の開庁日）までに、借用書（別記様式第1号）を公園課長に提出しなければならない。

- 2 貸出は、申込みの先着順とする。
- 3 貸出品を借受けた対象団体（以下「借受団体」という。）は、草刈作業が終了したと  
きは、速やかに作業報告書（別記様式第2号）を公園課に提出するものとする。

### (禁止事項)

第6条 借受団体は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸出品を、太白区区内の公園用地の草刈作業以外の用途に使用すること
- (2) 貸出品を第三者に譲渡又は転貸すること
- (3) 貸出品を変造すること
- (4) 貸出品を利用して処理請負等の事業を行うこと

2 区長は、借受団体が前項各号に掲げる禁止事項に違反した場合は、貸出しを中止することができる。

3 前項の規定による貸出しの中止に伴い、借受団体に損害等が生じて、公園課長はその賠償の責めを負わない。

#### (遵守事項)

第7条 借受団体は、貸出品の使用及び保管にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に貸出品を善良な管理者の注意をもって使用し、保管すること
- (2) 作業実施の際は、歩行者等周囲の安全確保に十分配慮すること
- (3) 貸出品使用中は、機械を破損又は汚損しないよう十分に注意し、使用後は清掃を行い、汚れ等を落とすこと
- (4) 貸出品使用中、機械に異常を感じたら、直ちに使用を中止して公園課まで連絡し、その指示に従うこと

#### (賠償責任)

第8条 借受団体の故意又は過失により、貸出品を故障又は破損させた場合は、速やかに公園課に連絡し、公園課は故障又は破損の修理を行う。この場合、修理に要した費用等のは借受団体が負担する。

2 貸出品の貸出中に生じた事故、第三者に与えた損害等については、借受団体が一切の責任を負うものとする。

#### (その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は公園課長が別に定める。

#### 附則

この要領は、令和6年8月26日より施行する。